

## 平成 29年度わかさこども園利用者負担額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
		幼稚部 (3歳以上児)			保育部 (3歳未満児)		
		I (1号認定)	II (2号認定)		3号認定		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	市町村民税非課税世帯	*0円 3,000円	*0円 5,000円	*0円 3,600円	*0円 7,000円	*0円 5,000円	
B2	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	*1,000円 5,100円	*3,300円 7,600円	*2,250円 5,500円	*5,000円 11,000円	*3,500円 8,000円	
C1	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	*3,000円 7,000円	*4,700円 10,400円	*3,250円 7,500円	*6,500円 14,000円	*4,550円 10,100円
C2		48,600円以上62,800円未満	*3,000円 9,200円	*6,000円 13,500円	*4,900円 9,800円	*9,000円 18,000円	*6,500円 13,000円
C3		62,800円以上77,101円未満	*3,000円 10,400円	*6,000円 15,300円	*5,550円 11,100円	*9,000円 20,000円	*7,250円 14,500円
C4		77,101円以上97,000円未満	13,500円	19,800円	14,400円	25,000円	18,100円
C5		97,000円以上121,000円未満	15,300円	22,500円	16,300円	29,000円	21,000円
C6		121,000円以上145,000円未満	16,500円	24,300円	17,600円	31,000円	22,500円
C7		145,000円以上169,000円未満	19,000円	27,900円	20,200円	35,000円	25,400円
C8		169,000円以上211,200円未満	20,200円	29,700円	21,600円	37,000円	26,900円
C9		211,200円以上256,100円未満	20,800円	30,600円	22,200円	39,000円	28,300円
C10		256,100円以上301,000円未満	21,400円	31,500円	22,900円	41,000円	29,800円
C11		301,000円以上397,000円未満	22,000円	32,400円	23,500円	43,000円	31,200円
C12		397,000円以上	22,700円	33,300円	24,200円	45,000円	32,700円

※ 年度途中で3歳になった場合、認定区分は3号認定から2号認定に変更となりますが、利用者負担額は3号認定での負担額のままです。(翌年度より変更となります)

※ 4月～8月は前年度、9月～3月は当年度の市町村民税額により利用者負担額を決定します。

例) 平成29年度の場合

平成29年4月～平成29年8月：平成28年度市町村民税額で決定

平成29年9月～平成30年3月：平成29年度市町村民税額で決定

- 階層区分がBからC3に属する世帯でひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は\*の利用者負担額となります。
- 1号認定子どもの利用者負担額は、同一世帯において、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目は基準額、2人目は基準額の1/2、3人目以降については無料となります。(10円未満の切り捨て)
- 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担額は、同一世帯において、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目は基準額、2人目は基準額の1/2、3人目以降については無料となります。(10円未満の切り捨て)